

○早島町コミュニティバス広告掲載の取扱いに関する要領

(平成 25 年 5 月 31 日要領第 4 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日要領第 4 号 平成 30 年 2 月 9 日要領第 2 号

令和元年 5 月 1 日要領第 1 号 令和 4 年 4 月 1 日要領第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、早島町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成 18 年 7 月 1 日要綱第 8 号。以下「要綱」という。）第 2 条に基づき、早島町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第 2 条 コミュニティバスに掲載する広告の範囲は、要綱第 3 条によるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第 3 条 広告を掲載する位置は、コミュニティバスの早島町が指定する場所とし、掲載数は東西コースとも車外各 2 枠、車内各 2 枠とする。

(広告掲載の優先順位)

第 4 条 掲載する広告は、掲載期間が長い広告を優先する。

(広告の規格)

第 5 条 広告の規格は、1 枠につき次のとおりとする。

(1) 車外 高さ 250 ミリメートル 幅 1,000 ミリメートル

(2) 車内 B4 版横向き

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、1 枠につき月額 5,000 円とする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告掲載期間は 1 月単位とし、連続掲載の申込期間は各年度最大で 12 月までとする。

2 広告掲載期間中に、車両整備等の理由でコミュニティバスの運行を停止する期間についても、掲載の期間に含むものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、当該日数分につき広告掲載料を日割り計算により減額することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 町長は、町広報紙、町ホームページ等により、毎年 2 月に次年度分の広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）を募集するものとする。

2 年度途中に掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、掲載を希望する月の前々月末日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 早島町コミュニティバス広告掲載申込書(様式第1号)
- (2) 広告掲載しようとする広告の原稿案
- (3) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(広告掲載の審査)

第10条 広告掲載の適否の審査は、要綱第8条に規定する広告審査委員会が、次により行うものとする。

- (1) 広告の掲載申込みについて、要綱第3条及び第11条第4項を満たしているか確認する。
- (2) 審査結果は、直ちに町長に報告するものとする。

(広告掲載の決定等)

第11条 町長は、第9条に規定する広告掲載の申込みがあつたときは、前条による広告掲載の適否の審査を経て、掲載広告を決定し、早島町コミュニティバス広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが、コミュニティバスの広告掲載数を超える場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、第5条に定める規格により作成した広告を、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告主は、申し込み内容等に変更が生じた場合は、早島町コミュニティバス広告掲載変更・中止申込書(様式第3号)を速やかに届け出なければならない。また、広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日要領第 4 号)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 9 日要領第 2 号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 1 日要領第 1 号)

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日要領第 6 号)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 9 条関係)

早島町コミュニティバス広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 11 条関係)

早島町コミュニティバス広告掲載・不掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 12 条関係)

早島町コミュニティバス広告掲載変更・中止申込書

[別紙参照]